

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行
細則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成19年4月16日・東京都規則第156号

1 概要

1 改正理由

次の規程が一部改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。

- ① 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ② 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令
（平成14年政令第391号）
- ③ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則
（平成14年環境省令第28号）

2 改正内容

(1) 法律改正の概要

- ① 特定輸入鳥獣に関する標識の制度の創設(第26条)
特定輸入鳥獣を輸入した者は、輸入後速やかに環境大臣から標識の交付を受け、当該鳥獣に装着し、取り外してはならないこととなった。
- ② わなに係る危険予防制度の創設(第35条)
都道府県知事は、特定猟具の種類ごとにその使用を禁止又は制限する区域を指定できることとなった。
用語の改正 ・ 銃猟禁止区域 → 特定猟具使用禁止区域
 ・ 銃猟制限区域 → 特定猟具使用制限区域
- ③ 狩猟免許制度の見直し(第39条)
「網・わな猟免許」が、「網猟免許」と「わな猟免許」に区分された。

(2) 施行令改正の概要

- ① 標識の交付に関する手数料の規定の追加(第1条)
- ② ①の規定の追加に伴い、第2条以降の条項が繰り下げられた。

(3) 規則改正の概要

① 法定猟法の見直し(第2条)

法定猟法から「とらばさみ」が削られた。

② 狩猟免許申請書添付書類の見直し(第48条)

- ・ 狩猟免許申請書添付書類に、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可証の写しが追加された。
- ・ 写真のサイズの変更(縦3.6cm → 縦3.0cm)

③ 狩猟免許試験の改正(第53条～第55条)

(1)③の改正に伴い、狩猟免許の種類等が改正された。

④ 狩猟者登録申請書添付書類の見直し(第65条)

写真のサイズの変更(縦3.6cm → 縦3.0cm)

(4) 細則改正の概要

(1)～(3)の改正に伴う規定の整備

2 施行期日

平成19年4月16日

3 問い合わせ先

自然環境部 計画課

直通 03-5388-3504

内線 42-662